

重要事項説明書

(城山訪問看護ステーション)

事業所はご利用者に対して指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者

事業者名称	社会福祉法人 敬世会
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	香川県坂出市川津町 1986 番地 8 電話番号：0877-45-0007 FAX 番号：0877-45-0099
代表者氏名	理事長 永井 弘
法人設立年月日	平成9年9月25日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

(1) 事業所の概要

事業所名称	城山訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 3760390066
医療保険指定 ステーションコード	0390066
事業所所在地	香川県坂出市川津町 1986 番地 22
連絡先	電話番号：0877-45-1173 FAX 番号：0877-45-6667
管理者氏名	廣瀬 眞由美
開設年月日	平成24年8月1日
事業所の通常の 事業の実施地域	坂出市内全域、丸亀市、宇多津町 サービス提供地域は、緊急時に対応するために、事業所から概ね30分 以内の場所とさせていただきます。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態及び要支援状態にある方又は疾病や負傷により療養を受ける状態にある方でいずれにおいても、主治の医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。介護保険法又は医療保険法を始めとする関係法令を遵守し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の効率化、地域や利用者のニーズへの対応を図れるよう必要な人員を配置する。 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休		
営 業 時 間	通常の時間帯	午前 9 時～午後 6 時	
	その他、夜間及び深夜の時間帯	午後 6 時～午前 9 時	

※緊急時訪問看護加算及び 24 時間対応体制加算の契約利用者に対しては、24 時間対応にて電話でのご相談及び緊急訪問をします。

(4) 事業所の職員体制

職 種	常 勤		常勤以外		常勤換算	指定基準	備 考
	専従	兼務	専従	兼務			
管 理 者		1 名			1 名	1 名	訪問看護師兼務
訪 問 看 護 師	1 名	1 名	1 名	1 名	2.6 名	3.4 名	管理者兼務 1 名
訪問看護師（准看護師）			1 名		0.8 名		

3. 事業所が提供するサービスの内容及び利用料金

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥瘡の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

- ⑥ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料金、利用者負担額及びその他の費用の額（介護保険・医療保険）については「重要事項説明書別紙」をご参照ください。

(4) 利用料金、利用者負担額及びその他の費用の請求及び支払い方法

①利用料金、利用者負担額 その他の費用の請求方法等	ア 利用料金、利用者負担額及びその他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日前後に利用者宛にお届け（郵送）します。
②利用料金、利用者負担額 その他の費用の支払方法等	ア 請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ・事業者指定口座への振り込み ・利用者指定口座からの自動振替 ・現金での支払い イ 利用料等のお支払いを確認後、領収書を発行します。

4. サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、各種保険証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。
- 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、また、必要と認められるときは要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。
- 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたします。
- サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況や意向、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、十分な配慮を行います。
- サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- 居宅介護支援事業者等との連携
 - ① 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
 - ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 衛生管理等
 - ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- ② 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者（当事業所の管理者）を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

6. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 相談・苦情の受付

サービス提供に関するご相談や事業所に対する苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	城山訪問看護ステーション		
(担当者)	管理者 廣瀬 眞由美		
電話番号	0877-45-1173		
受付時間	毎週月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	
第三者委員	今池 良雄	0877-46-6661	
	茶本 純子	0877-46-3373	
	宮竹 光浩	0877-44-0527	

(2) 苦情解決の方法

1. 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

2. 苦情の受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

3. 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と責任をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、下記により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

4. 行政機関その他苦情受付機関

坂出市福祉事務所 かいご課	所在地 坂出市室町二丁目3番5号 電話番号 0877-44-5090 F A X 番号 0877-44-5028 受付時間 午前9時～午後5時
丸亀市健康福祉部 高齢者支援課	所在地 丸亀市大手町二丁目4番21号 電話番号 0877-24-8831 F A X 番号 0877-24-8914 受付時間 午前9時～午後5時
宇多津町保健福祉課 介護保険係	所在地 綾歌町宇多津町1881番地 電話番号 0877-49-8003 F A X 番号 0877-49-8026 受付時間 午前9時～午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2丁目3番2号 電話番号 087-822-7431 F A X 番号 087-822-6023 受付時間 午前9時～午後5時

7. 個人情報の開示

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。）

令和 年 月 日

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスの提供開始に際し、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業 者 名	社会福祉法人 敬世会
事業 者 住 所	香川県坂出市川津町 1986 番地 8
代 表 者 名	理事長 永井 弘
事業 所 名	城山訪問看護ステーション
事業 所 住 所	香川県坂出市川津町 1986 番地 22
管 理 者 名	廣瀬 眞由美
説 明 者 氏 名	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者	住 所	
	氏 名	印

署名代行者 又は 法定代理人	住 所	
	氏 名	(利用者との続柄) 印

連帯保証人	住 所	
	氏 名	(利用者との続柄) 印

重要事項説明書別紙

城山訪問看護ステーション

提供するサービスの利用料金、利用者負担額（介護保険を適用する場合）令和6年6月より施行
介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金（利用料）の1割、2割または3割です。

ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

単位：円

サービス提供時間帯 サービス内容 看護師の場合	時間内： 8時から18時				早朝：6時～8時 夜間：18時～22時				深夜： 22時～翌朝6時			
	利用料	1割	2割	3割	利用料	1割	2割	3割	利用料	1割	2割	3割
訪看Ⅰ1	3,140	314	628	942	3,930	393	786	1,179	4,710	471	942	1,413
訪看Ⅰ2	4,710	471	942	1,413	5,890	589	1,178	1,767	7,070	707	1,414	2,121
訪看Ⅰ3	8,230	823	1,646	2,469	10,290	1,029	2,058	3,087	12,350	1,235	2,470	3,705
訪看Ⅰ4	11,280	1,128	2,256	3,384	14,100	1,410	2,820	4,230	16,920	1,692	3,384	5,076
予訪看Ⅰ1	3,030	303	606	909	3,790	379	758	1,137	4,550	455	910	1,365
予訪看Ⅰ2	4,510	451	902	1,353	5,640	564	1,128	1,692	6,770	677	1,354	2,031
予訪看Ⅰ3	7,940	794	1,588	2,382	9,930	993	1,986	2,979	11,910	1,191	2,382	3,573
予訪看Ⅰ4	10,900	1,090	2,180	3,270	13,630	1,363	2,726	4,089	16,350	1,635	3,270	4,905

訪看Ⅰ1/予訪看Ⅰ1（20分未満）週に1回以上、20分以上の訪問を行った場合算定可能

訪看Ⅰ2/予訪看Ⅰ2（30分未満）

訪看Ⅰ3/予訪看Ⅰ3（30分以上60分未満）

訪看Ⅰ4/予訪看Ⅰ4（60分以上90分未満）

※職種（准看護師の場合）や利用時間、同一建物居住者に対する訪問減算（所定単位数の90%を算定）によって利用料金が異なります。

加算	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	算定回数等
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	5,740	574	1,148	1,722	1月に1回
特別管理加算	（Ⅰ）	5,000	500	1,000	1月に1回 （特別な管理が必要な利用者）
	（Ⅱ）	2,500	250	500	
初回加算	（Ⅰ）	3,500	350	700	退院・退所当日の初回利用時
	（Ⅱ）	3,000	300	600	初回利用時
長時間訪問看護加算	3,000	300	600	900	1回当たり
退院時共同指導加算	6,000	600	1,200	1,800	退院（所）につき1回又は2回
複数名訪問看護加算	2,540	254	508	762	1回当たり（30分未満）
	4,020	402	804	1,206	1回当たり（30分以上）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	30	3	6	90	1回当たり
ターミナルケア加算	25,000	2,500	5,000	7,500	死亡月に1回（要介護のみ）

【介護保険対象外自己負担額】

- ・エンゼルケア（死後の処置料）…5,000円

重要事項説明書別紙

城山訪問看護ステーション

提供するサービスの利用料金、利用者負担額（医療保険を適用する場合）令和6年6月～利用者負担額は、医療保険の法定利用料金に基づく金額で下記のとおりです。

後期高齢者		1割・2割・3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者	1割・2割・3割（一定所得の方）
		一般患者	3割 （義務教育就学前までは2割）

※受給者証の種類によっては公費負担が適用になり、負担が軽減される場合があります。

【基本利用料金】

サービス種別		金額
訪問看護基本療養費（Ⅰ）・（Ⅱ） （1日につき）	週3日まで	5,550円
	週4日以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅲ（試験外泊時1回又は2回限り）		8,500円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日	7,670円
	2日目以降	3,000円
24時間対応体制加算（月1回を限度）		6,520円
早朝・夜間加算（6:00～8:00・18:00～22:00）		2,100円
深夜加算（22:00～翌朝6:00）		4,200円
訪問看護情報提供療養費（月1回を限度）		1,500円

※症状等によっては下記の料金が加算されます。

特別管理加算（月1回を限度） 特別な管理が必要な利用者に対して	（Ⅰ）	5,000円
	（Ⅱ）	2,500円
長時間訪問看護加算（週1回を限度） 厚生労働大臣が定める状態の場合は週3回まで		5,200円
複数名訪問看護加算（週1回を限度）	看護師の場合	4,500円
難病等複数回訪問加算 （厚生労働大臣が定める疾患等）	2回/日訪問	4,500円
	3回以上/日訪問	8,000円
退院時共同指導加算（当該退院又は退所につき1回を限度）		8,000円
緊急訪問看護加算（1日につき）	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
看護・介護職員連携強化加算（1月につき）		2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費1（死亡月に1回）		25,000円

- ・ 上記金額に負担率を乗じた金額が自己負担額となります。
- ・ 週4日以上算定できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等と特別管理加算の対象者、急性増悪
その他主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めたことによる特別訪問看護指示書
の指示期間中の利用者のみ

【医療保険対象外自己負担額】

- ・ エンゼルケア（死後の処置料）…5,000円